

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 21 年(行ケ)10209 号

判決日:平成 22 年 1 月 27 日

判決:請求棄却(認容)

意匠法 3 条 1 項 3 号、2 項

キーワード:類似意匠、創作容易性など

[概要(経緯)]

H15 年 9 月 12 日:意匠登録、甲 2 号証 (原告:三笠製薬)、「貼り薬」、全体意匠

H15 年 9 月 21 日:引用意匠登録、甲 1 号証 (原告:三笠製薬)、「貼り薬」、全体意匠

H20 年 1 月 18 日:本件意匠登録、本件意匠 (被告:久光製薬)、「貼り薬」、部分意匠

H20 年 8 月 1 日:無効審判請求

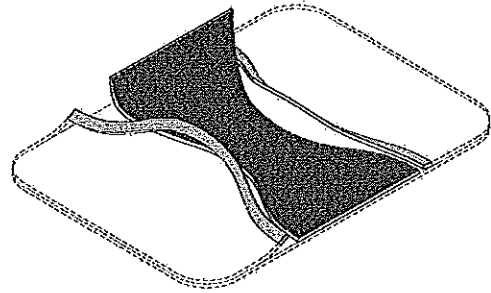
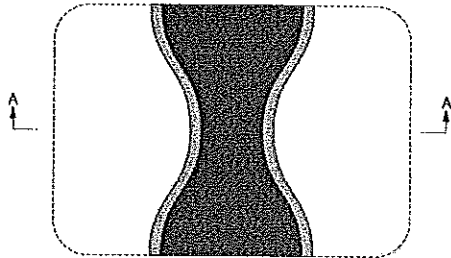
H21 年 6 月 24 日:請求棄却審決

H21 年 8 月 3 日:審決取消訴訟提起

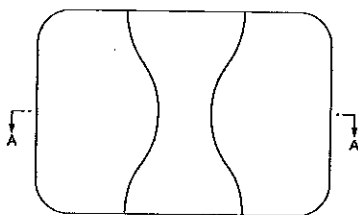
H22 年 1 月 27 日:請求棄却判決

[本件商標]

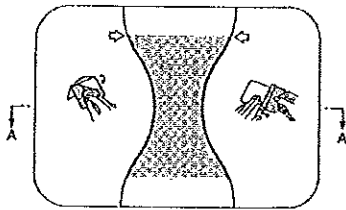
部分意匠



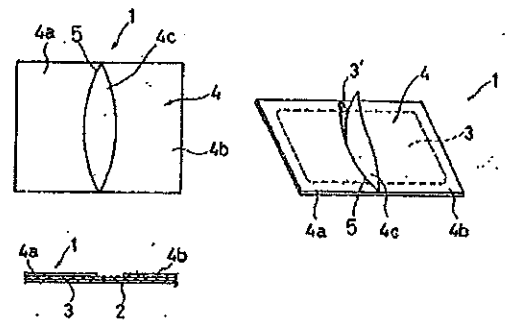
甲 1 号証
実用新案 (日東電工)
年)



甲 2 号証
全体意匠



甲 3 号証
実用新案 (日東電工, S61



[争点] (裁判所の判断のあったもの・重要なもの)

- ① 類否判断の誤り ② 創作容易性判断の誤り

[裁判所の判断]

- ① 取消事由 1 (類否判断の誤り: 3 条 1 項 3 号)

(i) 共通点: 背割線を中央に括れがあり、上下方向に拡張して、互いに外側にわずかに弧状を有し、中央分離帯と左右の両剥離シートの縁が密接している点。

(ii) 相違点：本件意匠は、中央分離帯に接する左右剥離シート部分が帯状を形成し、中央分離帯が青色、帯状部分が水色で着色されているが、引用意匠(甲1号証)は透明である点。

(iii) 小括：本件意匠と引用意匠では、色分けが異なり、本件意匠は背割線の形状が際立ち、機能的にも中央分離帯と左右剥離シートが明瞭に見分けられ、これに対して引用意匠は視認性が低く、これらを考慮すると、両者の共通性を凌駕する影響を実感させるため、両者は類似しない。

② 取消事由2（創作容易性の判断の誤り：3条2項）

引用意匠や甲2号証などからも明らかなように、本件意匠のような帯状部や色彩を有する公知意匠が存在したと認めるに足りる証拠もなく、また、本件意匠のように配色の施し方にも創意工夫が必要と考えられるため、単に公知の形状・模様・色彩等に基づき、本件意匠が創作容易であったとは認められない。